

一般社団法人日本脊髄外科学会 名誉会員推薦規則

(目的)

第1条 この規則は、当法人の定款第6条の定めに従い、名誉会員の推薦および辞退に関する事項について定める。

(名誉会員の定義)

第2条 65歳以上で代議員を退任あるいは辞退した者で、下記のいずれかの条件を満たす物を名誉会員とする。

1. 法人に多大な貢献をしたもの（理事による推薦）
2. 理事長ならびに学術集会会長経験者

(選考および決定)

第3条 名誉会員の選考は将来構想委員会にて行い、理事会にて審議し、社員総会の議を経て決定する。

(名誉会員の辞退)

第4条 自ら名誉会員であることを辞退しようとする場合は、当該名誉会員本人が理事長宛てに書面でその旨を申し出るものとする。

(変更)

第5条 本規則は理事会の決議により変更する事ができる。

附則

1. この規則は、令和5年10月26日から施行する。